

発明の定義のあり方の検討

山口 由

特許制度は、個人等の特許権者に対し一定の排他的独占権を付与し、技術開発のインセンティブを確保するとともに、発明に係る技術を社会に開示することにより、さらなる技術の進展を促し、もって産業の発達を図ることを目的とするものである。しかし、現在では、インターネットの普及やバイオテクノロジーの発達に伴い、ビジネスモデル特許、ヒトの遺伝子情報に関わる特許の可否について議論されている。そこで、本研究は、発明の定義のあり方について、法内容、諸外国における定義の仕方、国内での法運用を考察・検討し、発明の定義がいかにあるべきかを提示したものである。

研究方法は、文献調査により、これまでに発表された学説や裁判事件等の係争事例等について調査し、法解釈のあり方と法改正の是非について論究した。

まず、例えば、発明の成立要件の一つである「自然法則の利用性」の解釈をめぐって、コンピュータ・プログラムをはじめとする自然法則を利用せずに創作された「もの」に対する特許の存廃論が議論されている。そのような議論のなかで、発明の定義規定を変更することなく、法解釈により発明の成立要件を緩和していくことで実質的に「発明」概念を広げていこうとする意見がみられた。例えば、コンピュータ・プログラムは、「ハードウェア資源」を用いることを条件として、法解釈の範疇において十分保護が可能であるから、「自然法則の利用性」を発明の定義規定から削除する必要性は少ない。さらに、コンピュータ・プログラム以外の新規な技術が出現したとしても、「ハードウェア資源」を用いることが明らかである場合には、上記と同じ解釈論を適用することで、発明の定義の範疇に収まるということが可能であるという考えである。

また、「自然法則の利用性」にかかる文言だけではなく、それを含む定義規定全体を削除すべきであるとする考え方もある。しかし、「発明」概念の法解釈を学説・判例に委ねることにより、法解釈が多方向に枝分かれした場合には、法運用、実務に支障をきたす可能性がある。したがって、本研究では、現状においては、発明の定義規定である 2 条 1 項を適切な法解釈のもとで適切な法運用を行えば解決可能であると結論付けた。

結論として、2 条 1 項の発明の定義には、再考の余地があることは確かである。しかし、当面は、自然法則の利用という要件について緩やかに法解釈を行い、技術の進歩に伴い社会的要請があるものに対しては、法改正を行うことによって随時特許法の中に取り入れていく必要があると考える。

(指導教員 松縄正登)